

次期可燃ごみ処理検討支援事業委託業務

企画提案審査要領

令和8年4月

中・北空知廃棄物処理広域連合

本要領は、中・北空知廃棄物処理広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する「次期可燃ごみ処理検討支援事業委託業務」の受注者決定に関して、公募型プロポーザル方式を採用するに当たり、応募者の中から優先交渉権者を選定するために実施する審査に関して必要な事項を定めるものである。

1. 審査の趣旨及び概要

- (1) 広域連合は、前記の受注者決定に係る優先交渉権者の選定を行うため、中・北空知廃棄物処理広域連合公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は、応募者からの提案説明を受けての相対的な優劣（順位付け）の審査をするためのコンペ（以下「企画コンペ」という。）での評価をもとに、優先交渉権者の決定を行う。
- (3) 前号の審査に係る審査項目、審査基準及び配点等は、別表第1に従うものとする。

2. 企画コンペでの審査方法

- (1) 審査は、応募者から提出された企画提案書及び企画コンペでのプレゼン及び質疑応答等を総合的に勘案して行うものとする。
- (2) 企画コンペの審査に当たる選定委員会委員は、それぞれにおいて別表第1に基づき各応募者を採点するものとするが、このとき合計点が2者以上で同点にならないように留意するものとする。
- (3) 最終的な順位付けは次の方法により決定するものとする。
 - ① 各委員の採点結果から順位付けされた結果をもとに、第1位には5点、第2位には3点、第3位には1点をそれぞれ付し、各応募者に付された点の合計をもって最終的な順位を決定するものとする。
 - ② ①の結果において複数の応募者の点数が同点となった場合、各委員における順位付けにおいて、第1位から順次、高位の点を付した委員の数が多き者をより高い順位とする。
(例：第1位とした委員の数の比較 → (同数の場合) → 第2位とした委員の数の比較…)
 - ③ ②によっても決しない場合には、選定委員会の合議により順位を決するものとする。
- (4) 応募者が1者のみであった場合にも、企画コンペは実施し、優先交渉権者としての適性を評価するものとする。

別表第1

審査項目		審査の基準及び評点	配点	
(1) 提案内容の 的的確性	①本業務への理 解度	発注者の意図を理解し、それに沿った提案となっているか		15
		A：特に優れている	15	
		B：優れている	12	
		C：標準	8	
	②効果の期待度	会議や協議への参加、資料作成サポートなど、発注者の検討作業の円滑化に資するサポート効果が期待できるか		10
		A：優れている	10	
		B：標準	5	
	③具体性	理念だけでなく提案に具体性や現実性が感じられるか		10
		A：優れている	10	
B：標準		5		
(2) 本業務への 適応特性	①これからの一 廃処理を考察す る上での見識や 発想力	中長期的視点で今後の一般廃棄物処理のあり方に係る検討のサポートを進める上で十分な見識や発想力がうかがえるか		30
		A：特に優れている	30	
		B：優れている	24	
		C：標準	15	
	②当地域の現状 や将来展望を踏 まえたサポート 力及び提案力	地方が直面する課題等を踏まえかつ将来を見据えた現実的な助言、提案等ができるか		20
		A：特に優れている	20	
		B：優れている	16	
		C：標準	10	
	①相手に合わせ たプレゼン力 (表現力)	議員や首長などへの対応も想定される中で、相手や場面に応じたわかりやすく説得力のあるプレゼンができる力を有しているか		10
		A：特に優れている	10	
		B：優れている	8	
		C：標準	5	
(3) 見積額		配点×(1-見積額/限度額) (小数点以下は四捨五入)	5	5
	配点合計			100

- 1 評価は、審査項目ごとに4段階又は3段階で評価を行うものとする。
- 2 選定上、応募者間での順位付けが必要となることから、合計点が複数の応募者で同一とならないように留意しての採点とする。
- 3 最低基準点は60点とし、これを下回った場合は失格とする。